

マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化

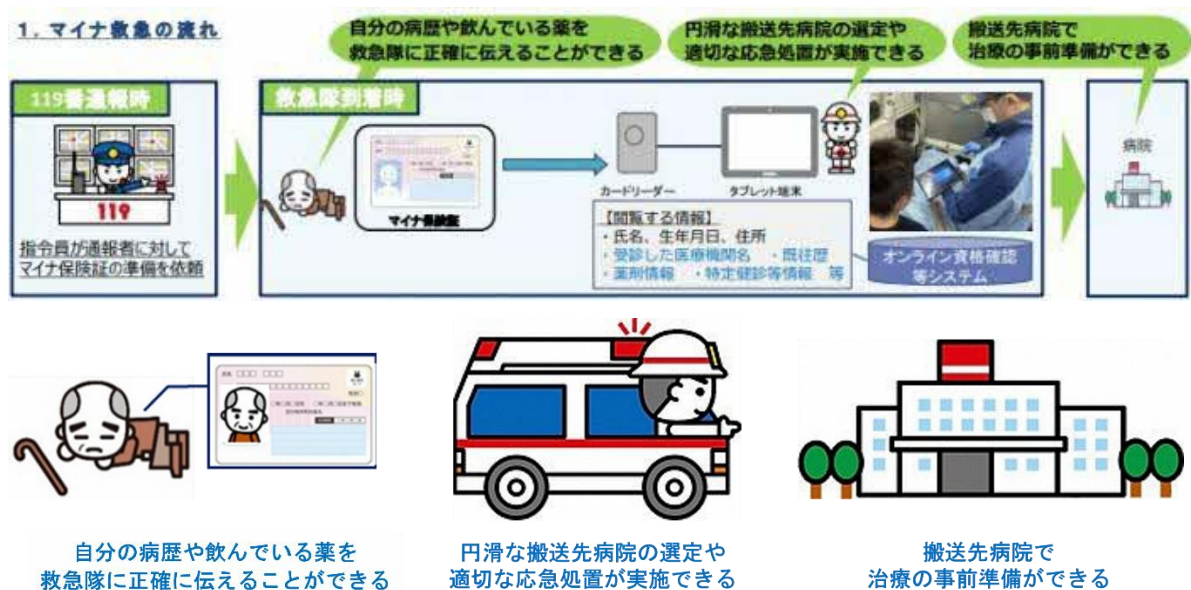
～マイナ救急実証事業を実施します～

マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証の仕組みを活用し救急隊が患者の医療情報を即座に確認できるようになる制度の実証事業が令和7年10月1日（水）より、全国で一斉に開始します。当町においても、救急車を必要とする傷病者又は家族等の同意を基本として、マイナ保険証から通院歴などの医療情報を把握し、救急業務の円滑化に向け実施します。

実証事業の概要

救急隊は、傷病者又は家族等の同意を基本とし、マイナンバーカード（マイナ保険証）を、救急車に積載しているカードリーダーにかざしてシステムに接続します。傷病者の方の通院歴や処方されたお薬などの医療情報を専用のタブレット端末で閲覧し、本人又はご家族の負担軽減、搬送中の処置及び搬送先医療機関の事前準備等、救急業務の円滑化の実現に向け、その効果等を検証するものです。

※傷病者本人の意識等がなく同意が得られない場合など、救急隊が生命・身体保護のため、医療情報を閲覧する必要があると判断した場合に限り、同意なしで医療情報を閲覧する場合があります。



実施期間

令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）

ご協力のお願い

- ・健康保険証の利用登録
- ・マイナンバーカードの携帯
- ・マイナンバーカードの閲覧同意



外部リンク



【総務省消防庁サイト】



【総務省消防庁 YouTube チャンネル】

お問い合わせ

中標津消防署 警防課救急係

TEL 0153-72-2181